

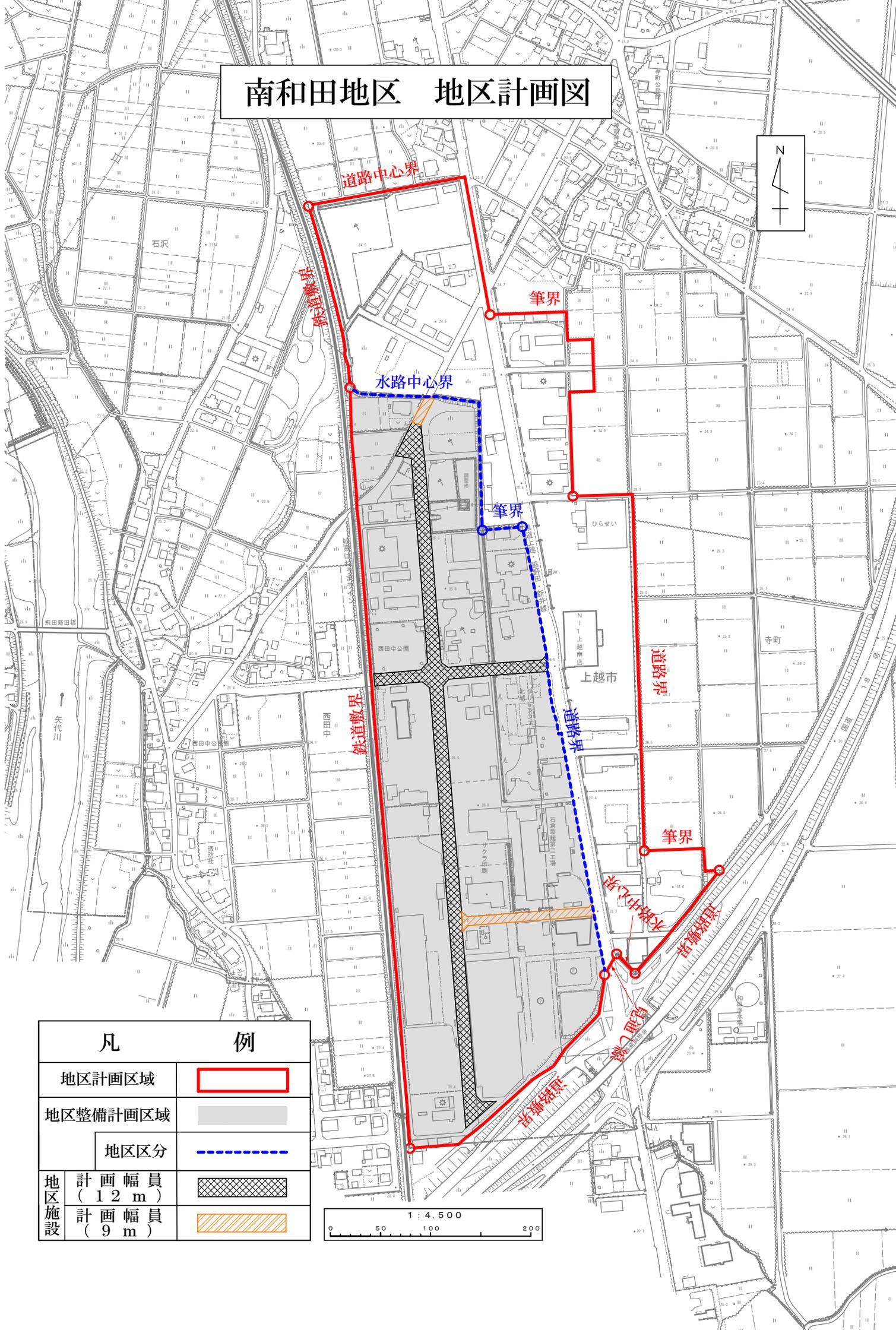
26. 南和田地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		南和田地区 地区計画
位 置		上越市大字西田中、大字寺町、大字石沢
面 積		約 21.4 ha
区域の整備、 開発及び保全の 方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市の南部に位置し、隣接する妙高市では電気及び機械等の先端型産業の立地が活発である。また、国道 18 号と県道上越脇野田新井線へ容易にアクセスできるため、地区内に流通業務系及び既成市街地の企業が移転進出している。</p> <p>このため、建築物等の適正な誘導を積極的に推進し、用途の混在等による地区内の環境悪化等を未然に防止しながら、先端型工業及び流通業務のほか、既成市街地の企業を誘導する。</p>
	土地利用の方針	既成市街地の業務移転地とするほか、幹線道路沿いの立地性を生かした沿道サービス型施設を含めた流通業務系施設を誘導する。
	地区施設の整備の方針	既成市街地に存する企業の移転及び流通業務等の機能を確保するため、地区内道路を適正に配置する。
	建築物等の整備の方針	良好な業務環境を形成するため、建築物等の用途を制限するとともに、一宅地当たりの最低敷地面積及び壁面の位置等を定める。
地区整備計画	面 積	約 12.2 ha (準工業地域)
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)専用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿（当該区域に存する事業所の敷地又は隣接地における当該事業所のための社員寮の建築物は除く。）</p> <p>(2)建築基準法、別表第二（い）項第六号に掲げるもの</p> <p>(3)建築基準法、別表第二（は）項第四号に掲げるもの</p> <p>(4)建築基準法、別表第二（に）項第六号に掲げるもの</p> <p>(5)建築基準法、別表第二（ほ）項第三号に掲げるもの</p> <p>(6)建築基準法、別表第二（を）項第二号に掲げるもの</p> <p>(7)建築基準法、別表第二（を）項第三号に掲げるもの</p> <p>(8)建築基準法、別表第二（を）項第四号に掲げるもの</p> <p>(9)建築基準法、別表第二（を）項第五号に掲げるもの</p> <p>(10)建築基準法、別表第二（を）項第六号に掲げるもの</p> <p>(11)建築基準法、別表第二（わ）項第六号に掲げるもの</p> <p>(12)建築基準法、別表第二（わ）項第七号に掲げるもの</p> <p>(13)建築基準法、別表第二（わ）項第八号に掲げるもの</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。）の敷地面積の最低限度は、500 m ² とする。
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の外表面から敷地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)道路境界線より 2.0m 以上</p> <p>(2)隣地境界線より 1.5m 以上</p>
	地区施設の配置及び規模	道路（区画道路）：幅員 12m 延長 803m、幅員 9m 延長 194m

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

南和田地区 地区計画図



凡		例
地区計画区域		
地区整備計画区域		
地区区分		
地区施設	計画幅員 (12 m)	
	計画幅員 (9 m)	

